稲城市剣道連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、稲城市剣道連盟(以下「連盟」という。)と称し、事務局を 稲城市内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、剣道理念の実践、普及を通じて心身を錬磨し、人格の向上に 努めるとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 剣道大会
 - (2) 剣道の錬成及び審判技術等講習会の開催並びに講師の派遣
 - (3) 上部団体の各種大会への選手派遣
 - (4) 級の審査
 - (5) 西東京剣道連盟及び関係各団体への協力
 - (6) その他理事会において決定し、必要と認めた事業

第2章 会員

(会員の資格)

第4条 稲城市に在住、在勤する者及び市内各団体稽古場にて常時稽古している者は、会員になることができる。

(入会)

第5条 連盟に入会しようとする者は、連盟会員の推薦により所定の申込書を 事務局へ提出し、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

- 第6条 退会しようとする者は、事務局長にその旨連絡しなければならない。 (会費)
- 第7条 会員は、理事会の定めるところにより従って会費を納めなければならない。 既納の会費は、その理由の如何にかかわらず返還しない。

第3章 役員

(役員の定数)

第8条 連盟に次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 2名以内

理事長 1名

副理事長 2名以内

事務局長 1名

会 計 1名

会計監査 2名

理 事 若干名

(理事の選任)

第9条 連盟に理事を置く。理事の資格は、年齢20歳以上の者(学生を除く。)

とし、選出の基準は、会員10名に対し1名の割合にて選出する。

(役員の選出)

- 第10条 役員の選出は、次のとおりとする。
 - (1) 会長、副会長及び会計監査は、理事会が選考して総会の承認を受ける。
 - (2) 理事長、副理事長、事務局長及び会計は、理事会で理事の中より互選して総会の承認を受ける。

(役員の任務)

- 第11条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、連盟を代表し、統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
 - (3) 理事長は、理事会を開催し、連盟の事業の執行運営する。
 - (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその任務を代行する。
 - (5) 事務局長は、連盟の文書の保管、伝達、処理及び総会、理事会等の議事録の作成にあたる。
 - (6) 会計は、連盟の金銭の出納事務を処理する。
 - (7) 会計監査は、連盟の会計出納事務を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、他の役員の残任期 間とする。

(顧問、参与)

第13条 連盟に、特に功労のあった者から理事会の承認を経て、会長は、顧問を委嘱することができる。また、剣道について見識豊かな者の中から理事会の承認を経て、会長は、参与を委嘱する。顧問、参与は、連盟の重要事項について、諮問に応じ意見を述べる。

第4章 会議

(総会)

第14条 総会は、連盟の最高機関であり、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年1回、年度当初に開催する。臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催できる。

(総会の招集)

第15条 定時総会は、会長が招集する。会議の議長は、総会に出席した役員 及び会員のうちから選出する。総会は、役員、会員の過半数の出席(委任状を 含む。)をもって成立する。

(総会の議決)

第16条 総会の議決は、出席役員、会員の過半数をもって決する。ただし、 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会の決定事項)

- 第17条 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定、改廃
 - (2) 年間事業計画及び収支予算の決定並びに変更
 - (3) 年間事業報告及び収支決算の承認

(4) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会)

第18条 理事会は、理事長が招集する。理事会は、理事の2分の1以上出席 しなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第19条 理事会の議事は、出席理事の過半数の議決をもって決する。ただし、 可否同数のときは、理事長がこれを決する。

(理事会の議決事項)

- 第20条 理事会は、本規約に定めるもののほか次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会にて議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他理事長が必要と認めた事項

第5章 会計

(経費)

- 第21条 連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。
 - (1) 会費
 - (2) 事業収入
 - (3) 市又は公共団体より交付された補助金
 - (4) 寄付金
 - (5) その他の収入

(会計年度)

- 第22条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (監査会)
- 第23条 会計監査は、連盟の会計出納事務を監査し、理事会、総会に報告する。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第24条 連盟の事業遂行のため専門委員会を設けることができる。専門委員 は、会員がこれにあたる。専門委員会の名称、目的、検討事項は、理事会が定 める。

第7章 補則

(補則)

第25条 連盟運営上必要な細則は、別に理事会が定める。

付 則

この規約は、議決の日より施行する。

付 則(平成15年4月20日 8条改正)

この規約は、議決の日より施行する。